



組合報

協同組合アキュムレーション 広報委員会 2018年11月

VOL. 28

恭啓 立冬の候、貴社におかれましてはいよいよご盛栄のことと拝察いたします。平素は過分のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、今年も早いもので残すところ1ヶ月余りとなりました。世相では、来春施行予定の外国人労働者雇用制度と共に外国人技能実習生の話題が何かと目につきますが、今後の適切な政府対応が待たれます。また、外国人技能実習機構の実習実施者先への監査活動も顕著となって来ております。組合員の皆様方も、監査対象となる書類等の再確認頂き、準備をお願い申し上げます。

頓首

お知らせ

実習責任者講習について

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行されました（平成29年11月1日）。これにより、「労働条件の確保・改善」や「技能実習計画に沿った実習の実施」などが確実に行えるように、これまでの制度が見直され、新たな仕組みづくりがされました。その一つとして、技能実習制度に関わる者（技能実習指導員、生活指導員を除く）は3年ごとに1度、主務大臣が認めた養成講習機関が実施する「養成講習」を受講し、関係法規や労災防止等の知識を習得することが義務付けられました（経過措置あり）。技能実習生を受け入れて技能実習を行わせている者又は行わせようとする者により、技能実習責任者に選任されている者（選任予定の者も含む。） その他技能実習責任者講習を受講して、一定水準の知識を習得し、理解を深めようとする者。

※技能実習責任者の方は経過措置により、受講義務は2020年3月31日までは適用されませんが、

2020年4月1日以降は適用されますので、2020年3月31日までに受講されることをお勧めいたします。

<問い合わせ>

厚生労働省ホームページ（外国人技能実習制度における養成講習について）

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

JITCO(外国人技能実習制度の養成講習について)<https://www.jitco.or.jp/>

(株)ウェルネット（養成講習会）<https://www.wellnet-jp.com/>

実習生の機械取り扱いについて

実習実施中に実習生の機械取り扱いにつきまして、特にご注意頂きたくお知らせ致します。機械を扱う実習には必ず指導者等監督監視下において実施頂きます様よろしくお願い申し上げます。特に免許等が必要な機械取り扱いには、重大な事故に繋がりがねませんので特別な注意を払って実施致すよう重ねてお願い申し上げます。

お詫び及び訂正

9月及び10月の組合報にてお知らせ致しました下記日本語能力試験受験合格者奨励金につきまして、N2合格者の奨励金が3万円支給と記載しておりますが、奨励金1万円の誤りであること、下記にお詫び訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

日本語能力試験受験合格者奨励について

当組合では、実習期間中に「日本語能力試験 J L P T」の受験合格者に対して下記の様に奨励する事を決定いたしました。

N1合格者に対して奨励金3万円を支給する。

N2合格者に対して奨励金1万円を支給する。

N3合格者に対して受験料を全額組合負担とする。

※受験合格発表後、「合格証」のコピーと引き換えに奨励金を支給いたします。

連絡先 受付時間 平日 9:00~18:00

【事務局】048-755-9591

【組合職員携帯】090-8089-7705 (李) 070-3667-8667 (杉戸)

お気軽にお問い合わせください。

